

一、本協同會の目的は、協同組合の普及と、協同組合員の福利の増進に在り、

二、本協同會の組織は、協同組合員及び協同組合員でない者よりなるものとす、

三、本協同會の事務所は、大阪府大阪市東区東船場一丁目一ノ六に在り、

四、本協同會の役員は、協同組合員及び協同組合員でない者よりなるものとす、

五、本協同會の業務は、協同組合員の福利の増進に在り、

六、本協同會の財産は、協同組合員の福利の増進に在り、

七、本協同會の解散は、協同組合員の福利の増進に在り、

八、本協同會の規約は、協同組合員の福利の増進に在り、

九、本協同會の規約は、協同組合員の福利の増進に在り、

十、本協同會の規約は、協同組合員の福利の増進に在り、

- 六、定期昇給サレタシ
- 七、不良社員ヲ撤廢サレタシ
- 八、賃銀値上ヲサレタシ
  - 但シ七時間制ヲ廢シ八時間労働トシ規定ノ給料ヲ支給サレタシ
- 九、一日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日ノ休業ヲ廢シ一ヶ月二回トサレタシ
  - イ、但シ休業日一日、十五日ニサレタシ
  - 一〇、規定ノ休業日以外ノ場合ハ公休トサレタシ
  - 一一、休息時間ハ會社ノ負擔トサレタシ
  - イ、舊昼食午前、午后ノ休息時間ハ現在ノマ、トサレタシ
  - 一二、残業歩合ハ規定ノ倍額トサレタシ
  - イ、但シ一時間ニ對シ二時間ノ給料ヲ支給サレタシ
  - 一三、一ヶ年三回ノ昇給サレタシ